



# 設楽町男女共同参画基本計画

改訂版



〈表紙絵〉

作・設楽町 竹内久美子さん

『平成 19 年度はがき 1 枚からの男女共同参画』 一般部門優秀作品

# 目次

第1章 計画策定の趣旨と背景	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
(1) 世界（国連）の動き	1
(2) 国・愛知県の動き	3
(3) 設楽町がめざす男女共同参画	4
3. 計画の位置づけ	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
I. 基本理念	6
II. 基本目標	8
推進体系図	10
第3章 施策の方向	
1. 未来ある地域へ向けてすべての人を対象とした意識改革	11
(1) 男女共同参画に対する意識の形成	11
(2) 子どもの未来を育むための男女共同参画	14
(3) 男性もいきいきと暮らすための男女共同参画	15
2. あらゆる分野への女性の活用	16
(1) 政策方針決定過程への女性の参画	16
(2) 地域活動における女性の活動分野の拡大及び支援	17
3. 多様な働き方を可能にする環境づくり	18
(1) 男女平等な職場環境づくりの普及・啓発	18
(2) 仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」の推進）	20
(3) 女性のチャレンジ支援	21
(4) 農林業・商工業分野における男女共同参画の推進	22
4. 安心して暮らせるまちづくり	23
(1) 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	23
(2) 弱い立場の人に対する暴力の根絶	24
(3) 生涯を通じた心身の健康づくり	25
第4章 計画の推進	26
目標へ向かっての取組	28
数値目標	30

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

### 1. 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、少子高齢化、経済活動の低迷、国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化などにより、わたしたちを取り巻く社会・経済情勢は急速に変化しています。こうした社会の変化の中で、1999年に制定された「男女共同参画基本法」においては、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀の最重要課題と位置づけています。

近年の我が国の男女を取り巻く社会環境をみると、格差の根源に「男女格差」があることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定・改正、「次世代育成支援対策推進法の制定」、「育児・介護休業法」の改正など、法律や制度面では男女平等の改善が図られてきました。しかし、現実には、今なお家庭、地域、職場などでの男女の不平等感は払拭されず、男性が家事や育児に携わることがふさわしくないと受け止められる傾向が依然として見られるなど、男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別役割分担意識を払拭し、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナー（共同経営者）として協力し合うことができる社会環境づくりが必要です。

また、地方分権一括法（平成12年）により、地方公共団体は自らの判断と責任で、地域の実情にあった行政を実践していくことが期待されており、急速に進む時代の変化を的確にとらえて、変化を乗り越える活力ある地域づくりを積極果敢に推し進めることが求められています。

地域の活力を高め、地域の価値を創造していくためには、地域に住む男性や女性が、その個性と能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていくことが緊要です。

そこで設楽町においては、男性と女性が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮して地域価値を高め、利益と責任を分かち合うまちづくりを設楽町のすべての住民で進めていくための指針として「設楽町男女共同参画基本計画」を策定します。

### 2. 計画策定の背景

#### (1) 世界（国連）の動き

1945年（昭和20年）に発足した国際連合では、国際連合憲章の前文に

男女平等をうたっています。また、1946年（昭和21年）には、「婦人の地位委員会」を設置し、精力的に女性問題に対する取組が進められてきました。

1975年（昭和50年）には、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、女性運動の目標、男女平等の理念普及に前進がみられました。

その後、「国際婦人の十年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（1981年、国際労働機関<ILO>）」が採択されるなどの進展がみられ、1985年（昭和60年）に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるに至っています。

近年では、1995年（平成7年）に、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。これは、2000年（平成12年）に向けて取り組むべき優先分野を示しており、女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）となりました。

◀女性のエンパワーメントって何だろう?▶

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的にその力を発揮し、行動していくことです。

そして、2000年のニューヨークにおける国連特別総会で「女性2000年会議」が開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ(先導)」が採択されました。

2005年（平成17年）には「第49回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」がニューヨークにおいて開催されました。

さらに、2010年（平成22年）には女性の地位向上をめざす国連の機関「UN WOMEN」が設立されるなど、世界では着実に女性のエンパワーメントが進んでいます。

【男女格差指数ランキング】

総合

順位	国名	順位	国名
1	アイスランド	7	フィリピン
2	ノルウェー	28	アメリカ
3	フィンランド	91	中国
4	スウェーデン	101	日本
5	アイルランド	115	韓国

分野別（日本）

政治への参加	104位
職場への進出	106位
教育	84位
健康度合い	42位

出典：世界経済フォーラム

“The Global Gender Gap Report 2015”

## (2) 国・愛知県の動き

世界(国連)の動き		国の動き	愛知県の動き
国際婦人年世界会議(メキシコシティ)において「世界行動計画」採択	1975(昭和50)年	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催	
	1976(昭和51)年		総務部に「青少年婦人室」設置
	1977(昭和52)年	「国内行動計画」策定	
国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(昭和54)年		
「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択	1981(昭和56)年		
ナイロビ世界会議において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(昭和60)年	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
	1987(昭和62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
	1989(平成元年)		女性行動計画「あいち女性プラン」策定
	1991(平成3)年	「育児休業法」公布	
	1993(平成5)年		「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更
	1994(平成6)年	「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置	
第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(平成7)年		
	1996(平成8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定	愛知県女性総合センター開館
	1997(平成9)年		「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
	1999(平成11)年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催	2000(平成12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更
	2001(平成13)年	「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「DV防止法」施行	「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
	2002(平成14)年		「愛知県男女共同参画推進条例」施行
	2003(平成15)年	「次世代育成支援対策推進法」公布施行	
「第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)」開催	2005(平成17)年	「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
	2007(平成19)年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
「UN WOMEN」設立	2010(平成22)年	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
	2011(平成23)年		「あいち男女共同参画プラン2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定
第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	2012(平成24)年	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	
	2013(平成25)年		愛知県初の女性副知事就任
	2014(平成26)年		「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ格上げ
	2015(平成27)年	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布	

### (3) 設楽町がめざす男女共同参画

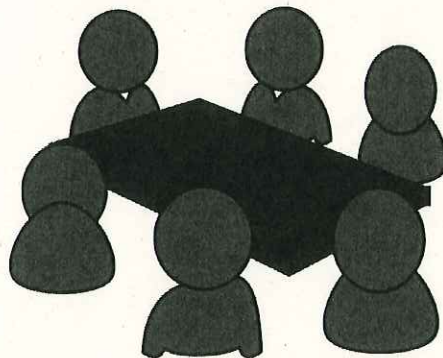
平成17年10月1日に設楽町と津具村が合併し、新設楽町が誕生しました。平成19年3月に策定された設楽町総合計画では「住民がつくる参画協働のまちづくり」が目標とされ、女性の就労環境の整備、社会の様々な分野への参画機会を拡充するための支援、あるいは教育の場や家庭における人権擁護の視点に立った取組の支援を課題として掲げています。これらの状況を踏まえ、「男女共同参画に関する基本計画」を策定し、地域の取組を具体的に示すとともに、適正な男女共同参画社会の構築に向けて取り組むとしています。

設楽町男女共同参画基本計画を策定するにあたり、平成19年10月に「男女共同参画サテライトセミナー」を開催し、「なぜ男女共同参画が求められるのか？」など、男女共同参画についての基礎的な内容を学習する機会を提供し、意識の啓発を図りました。平成20年2月には、住民の家庭生活、地域社会、職場など、様々な場面における男女の意識や実態を把握するためのアンケート調査を実施し、設楽町の実態を把握しました。アンケートでは、設楽町でも地域生活や職場、家庭などで、いまだ男女の固定的な役割分担意識などが根強く残っていることがわかりました。平成20年7月には、「設楽町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、関係団体や住民代表により「設楽町男女共同参画基本計画」の策定に取り組みました。

わたしたちがめざす男女共同参画社会とは、設楽町の全ての男女の人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる地域社会です。今後も、この計画を基に男女共同参画社会の実現をめざし、住民・地域・企業・行政などによるパートナーシップのもと、積極的な取組を進めていきます。

« パートナーシップって何だろう? »

対等な立場のもとで、連携協力し合う関係です。



○計画策定以後の主な取組（計画を見直すまでの経緯）

- 平成18年度 設楽町第一次総合計画を策定
- 明るいまちづくりに地域が一体となって取り組めるよう男女共同参画社会の重要性をうたいました。
- 平成19年度 「男女共同参画サテライトセミナー」の開催
- 平成20年度 設楽町男女共同参画基本計画を策定
- 平成23年度 設楽町第一次総合計画後期計画を策定
- 女性の能力発揮の機会がまだまだ不十分であることから、より積極的に男女共同参画社会のまちづくりを進めることをうたいました。
- 平成25年度 設楽町男女共同参画基本計画の見直し（～平成27年度）
- 平成25年7月 「男女共同参画サテライトセミナー」の開催
- 平成25年9月 「あいち国際女性映画祭」の開催
- 平成27年1月 「男女共同参画サテライトセミナー」の開催
- 平成27年度現在 ファミリー・フレンドリー企業に7社登録

\*この他、平成26年度から愛知県男女共同参画月間（10月）に合わせて啓発パネルを学校、役場庁舎に展示しています。

「ファミリー・フレンドリー企業って何だろう？」

従業員の仕事と家庭生活の両立を支援するために様々な施策を行っている企業です。ちなみに設楽町の登録企業は全て建設業です。

### 3. 計画の位置づけ

- 1 「男女共同参画社会基本法」（第14条）に基づく計画であり、「設楽町総合計画」をはじめ、国の「男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン21」などの関連計画、さらには「設楽町高齢者福祉計画」や「設楽町子ども・子育て支援事業計画」といった設楽町が策定した諸計画との整合を図った計画です。
- 2 住民の意見や設楽町男女共同参画基本計画策定委員会の審議を反映した計画です。
- 3 男女共同参画社会づくりを住民・地域・企業・行政などが一体となって取り組むための計画です。
- 4 計画の期間は平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの10年間とし、社会・経済環境の変化や施策・事業の進捗よく状況、国・県の動向などを見据えながら、中間年に計画内容の見直しを行います。今回は、中間年であると同時に世界、日本、愛知県の情勢の変化を踏まえ、地域の現状に合った形で内容を改訂したものです。

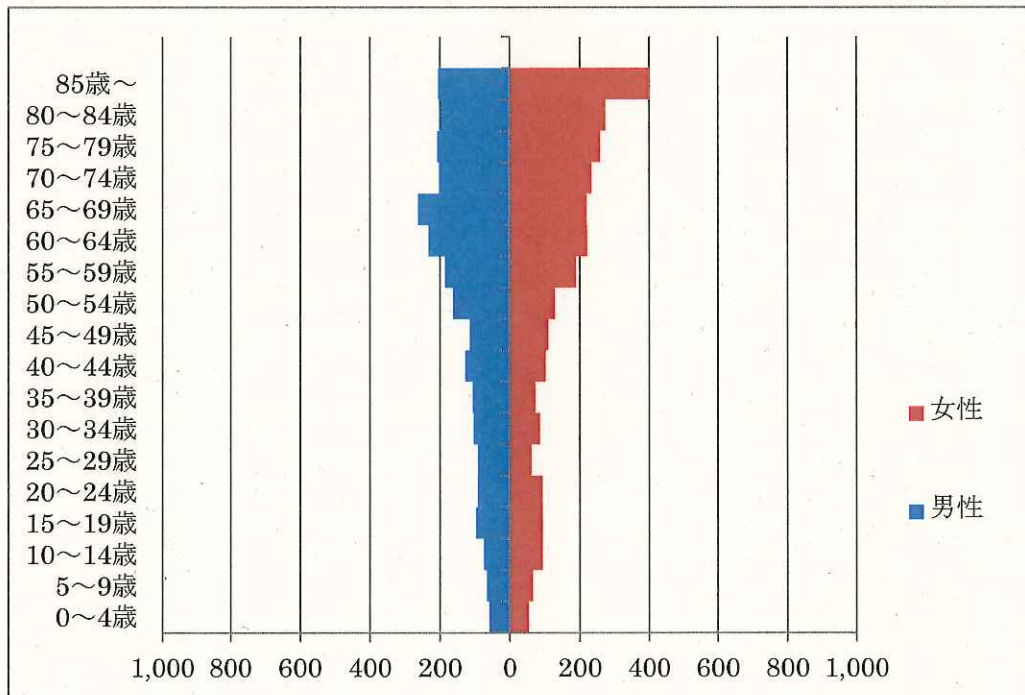


## 第2章 計画の基本的な考え方

### I. 基本理念

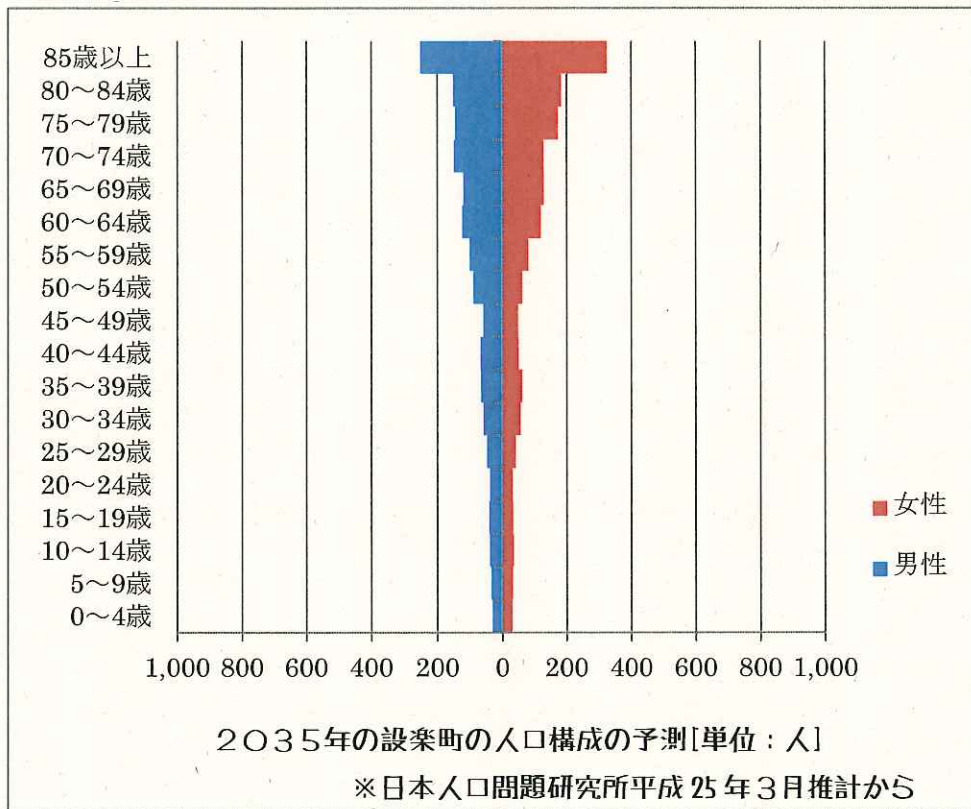
#### (1) 計画を見直すにあたって大切なこと

20年後、設楽町は75歳以上の人口が全体の45%以上を占めることが予想されます。つまり、若者の割合が減り、地域社会を支えていくマ  
ンパワー（人材、労働力）が不足するため、私たちが暮らす**地域を持続し**  
**ていくには、男性も女性も老いも若きも、みんなが責任と役割を分担して地域を**  
**支えていかなければなりません。**現在、男女共同参画の必要性が急速に高まっ  
ています。



現在の設楽町の年代別人口構成[単位：人] ※設楽町住民基本調査（2015.5.1現在）から





## (2) 設楽町にとっての男女共同参画とは？

設楽町でもこれまで、地域の未来を見据えた活動は活発に行われ、男性と女性の役割に対する意識は徐々に変わってきています。例えば平成26年に農林水産省が主催した『地場もん国民大賞』で銅賞を受賞した「お母さんの店（名倉高原生産組合食堂部）」や介護予防対策として全町的に広がりつつある「ロコモ予防体操」は、いずれも男性と女性が協働して、あるいは女性がリーダーシップをとって取り組み、成果を上げている活動です。また、若者世代の男女の役割に対する意識は子育ての在り方を中心に協力関係へと変わっています。しかし一方で、固定的観念に基づく、性別役割分担意識や慣習・慣例は、地域、団体、職場などの様々な場面でまだ多く見られます。性別役割分担や慣習・慣例は確かに地域を形成する支えでもありました。しかし、それはマンパワーが充実していた時代だからこそ可能であり、マンパワーが不足する今後の設楽町においては、全ての人々が



お母さんの店

一緒になって地域を支えていかなければなりません。設楽町にとって男女共同参画は地域の未来を左右するため、着実に浸透させる必要課題です。

「性別役割分担意識って何ですか？」

個人の能力に関係なく、男性、女性というだけで役割を決めてしまうことです。



□コモ予防体操

## II. 基本目標

以上を踏まえ、今回の計画の見直しにあたっては、以下の4つの視点により新たな基本目標を定めます。

### 1. 未来ある地域へ向けてすべてのひとを対象とした意識改革

「女性が変わらなければ地域は変わらない。」

これは四国のある山村で、高齢者、特に女性を活かして地域再生を実現した団体職員が常に胸に秘めていた言葉です。脈々と受け継がれてきた慣習・慣例が地域や職場の形成と維持に果たしてきた役割に学ぶ一方で、これからは男女共同参画が地域の未来を支える礎となるよう、子どもから高齢者にいたるまですべての人の意識変革をめざします。

### 2. あらゆる分野への女性の活用

社会状況は年々変化し、これまでのやり方の踏襲、継続では対応しきれなくなってきた事象が町内各地域で見られます。時代の流れを見極め、柔軟に対応していくことは生き抜くための術であるとの認識から、これまで意思決定の場へかかわることが乏しかった女性の考え方や意見を、有効に活かす環境づくりが急がれます。

### 3. 多様な働き方を可能にする環境づくり

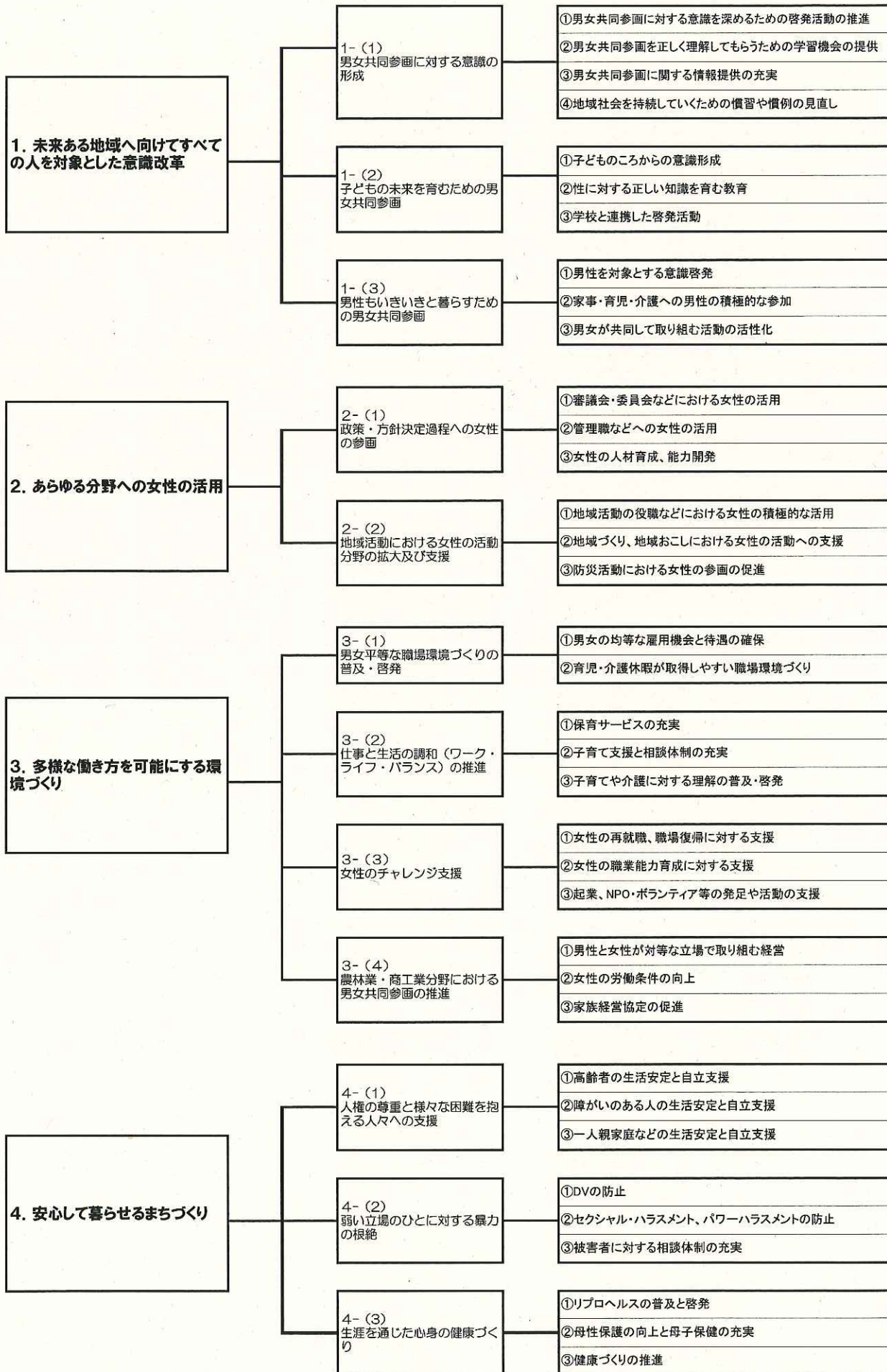
ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、地域社会に限らず職場においても、女性の持つ能力が果たす役割が求められています。しかしながら、地域産業の衰退により事業所が限られている設楽町においては、まだまだ職場における性別役割分担意識や年功序列が根強く残っています。一方で、農林業・商工業分野においては、自営業が多いこともあって、男女や世代を超えて経営に携わる状況が形成されています。今後はこうした動きが比較的規

模の大きい事業所にも波及できるよう、子育てや女性のチャレンジへの支援を通じて後押しするなど、女性が働きやすい環境づくりをめざします。

#### **4. 安心して暮らせるまちづくり**

設楽町で心豊かに安心して暮らしていくのは私たちの願いです。男性と女性はもちろんのこと、高齢者や障害者など、様々な立場や家族構成にある人たちがお互いの立場を理解し合い、意欲を持って、自らの能力を発揮しながら、生き生きと自立した生活をおくることができる社会をめざします。

設楽町男女共同参画基本計画 体系図



### 第3章 施策の方向

#### 1. 未来ある地域へ向けてすべての人を対象とした意識改革

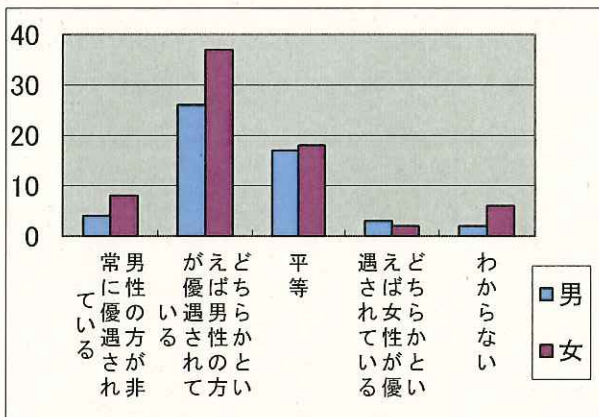
##### 1 - (1) 男女共同参画に対する意識の形成

###### 【現状と課題】

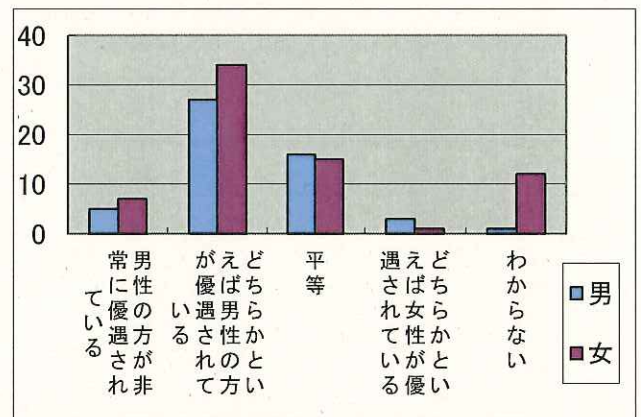
我が国において、慣習や慣例は地域社会を守る上でこれまで重要な役割を果たしてきました。同時に男性や女性の固定的な役割を子どものころから意識づける役割も持っていました。

平成20年度に設楽町男女共同参画基本計画を策定する際、「設楽町男女共同参画に関するアンケート調査」(以下をご覧ください)を実施したところ、家庭生活、職場、地域活動など様々な場面において、男性が優遇されているとの結果が出ていますが、特に、掃除、食事、洗濯、育児など家事の役割は「主に妻」の割合が高くなっており、この傾向は根強いものがあります。

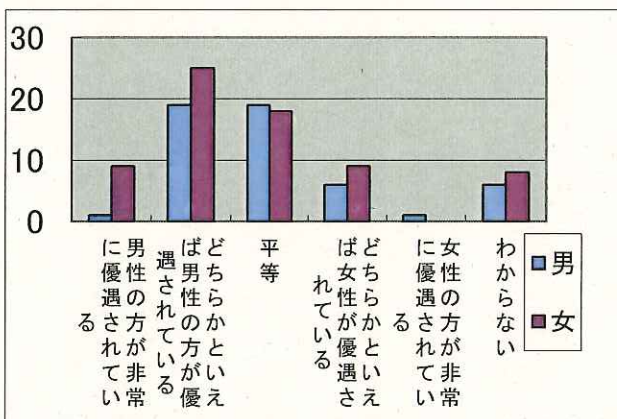
《問い. あなたは次に掲げる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか?》



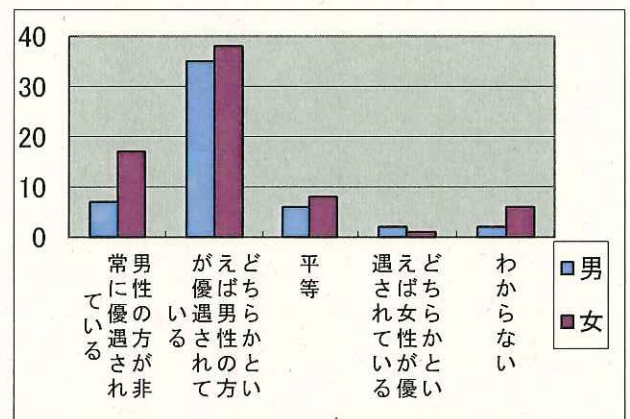
①家庭生活の場では



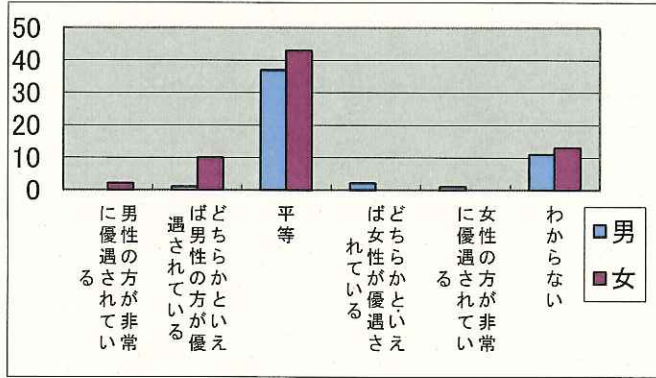
②職場では



③地域活動の場では



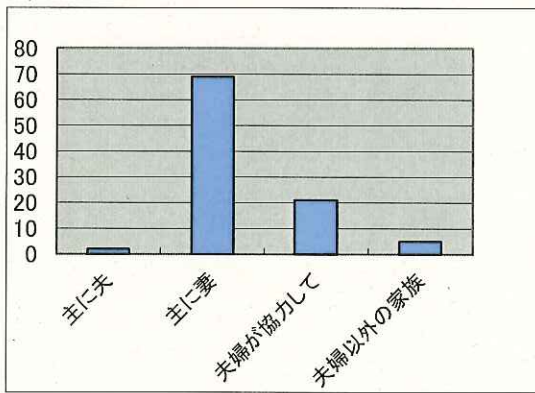
④社会通念・習慣・しきたりでは



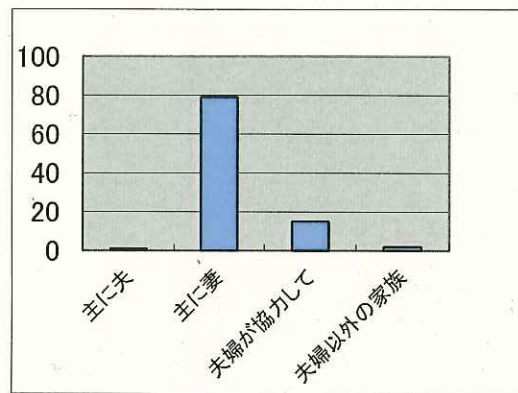
⑤学校では

単位：人/回答者総数 123 人

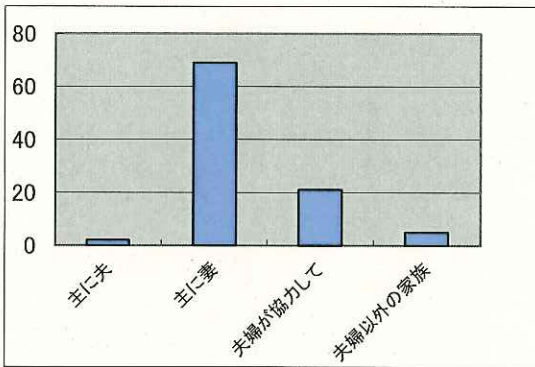
《問い. 次に掲げる家事は主に誰の役割ですか?》



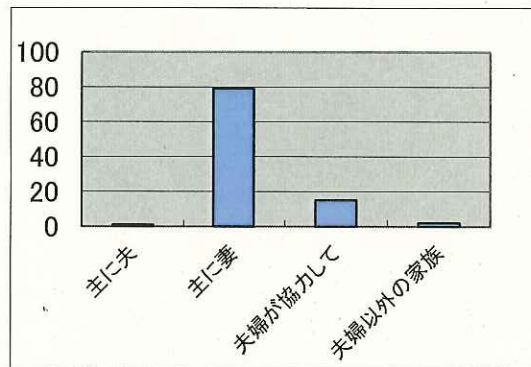
①掃除



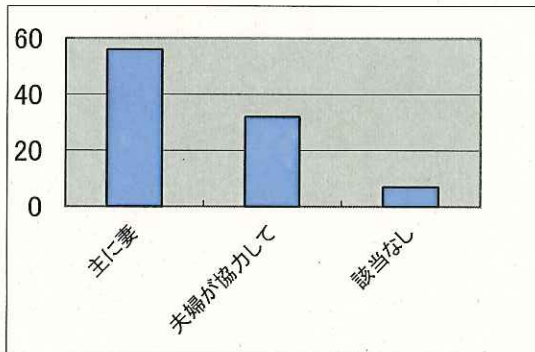
②食事の支度



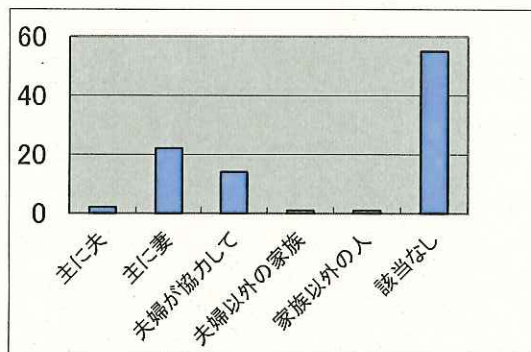
③食事の後片付け・食器洗い



④洗濯



⑤育児・子どもの世話



⑥介護

単位：人/回答者総数 123 人

※「主に夫」の回答無

今日では少子高齢化、若者流出、産業の衰退といった社会状況にライフスタイルの変化が重なり、地域や社会における慣習や慣例が消えつつ、あるいは変わりつつある中、いわゆる若者世代においては、育児や家事の家庭内での分担など、男女の役割に対する意識が変わってきています。

従って、未来の地域社会をつくる上において、男女が共に責任を分担しながらお互いを支え、それぞれの個性と能力を活かした多様な生き方を認め合うことが重要です。

### 【重点課題】

#### ①男女共同参画に対する意識を深めるための啓発活動の推進

男女共同参画の理念や社会的性別（以下「ジェンダー」）の視点について正しく理解するよう、身近な場面における意識の啓発が必要です。

#### 「ジェンダーって何だろう？」

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある一方、様々な社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」といいます。また最近では、生まれもつきの性と反対の性の心を持ち、反対の性での生活、もしくは既存の性的役割にとられない“トランス（超越する）ジェンダー”の存在もクローズアップされています。

#### ②男女共同参画を正しく理解してもらうための学習機会の提供

個人の意識や価値観は、家庭や学校、地域社会とのかかわりの中で形成されます。一人一人が男女共同参画について正しい知識や自立の意識を持てるような学びの充実が必要です。

#### ③男女共同参画に関する情報提供の充実

- ・男女共同参画の考え方が果たす意義を広く理解してもらえるよう、ジェンダーの視点を踏まえた情報提供が必要です。
- ・各種メディアからの情報について、性の表現や情報を正しく判断できる能力を養うための啓発が必要です。
- ・町が作成する広報や出版物について、性別によってイメージを固定した表現や女性の性的側面を強調した表現にならないよう周知徹底することが必要です。

#### ④地域社会を持続していくための慣習や慣例の見直し

人口減少により、マンパワーが不足する中、地域の未来を守るには、家庭や地域、職場などにおける固定的役割分担を見直し、すべての人が責任を分担しながら支え合うことが必要です。



男女共同参画サテライトセミナー



## 1 - (2) 子どもの未来を育むための男女共同参画

### 【現状と課題】

平成26年に愛知県が実施した「男女の平等感に関する県民の意識調査」によると、性別による固定的な役割分担の意識は保育園から小中学校、高校、大学と教育を受けている段階では見られないのですが、就職、結婚と社会人としてのプロセスを踏む過程において意識が形成されていく傾向にあるようです。男女共同参画が地域の未来に果たす意義と役割を広く理解してもらうには、次代を担う子どもたちをいかに育てるかが大切です。そのためには子どもたちが性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していかなければなりません。

常に少子高齢化という課題を抱える設楽町ではありますが、少人数の子どもを大人が守り育てるといふ、都市にはない、家庭、地域と学校が綿密に連携した教育が可能です。そうした地域の利点を生かしながら、子ども一人一人の個性や能力を尊重し、凝り固まった性別役割分担意識にとらわれずに、また画一的に平等化を図るのではなく、将来を見通した自己形成ができるよう、発達段階に応じて、子どもたちの男女共同参画に対する意識を育むことが必要です。

### 【重点課題】

#### ①子どものころからの意識形成

・地域の未来を担う子どもたちが性別にとらわれず、一人一人の人権が尊重され、個性や能力を伸ばせるよう、子どもたちにもわかりやすい啓発活動を継続していくことが必要です。

・「子どもが初めて参加する社会生活は家庭である」との視点を持ち、幼少のころから男女共同参画の意識を家族一緒に育むことができるよう、子育て世代を対象とした啓発活動が必要です。

#### ②性に対する正しい知識を育む教育

ジェンダーと生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育の推進が必要です。

#### ③学校と連携した啓発活動

教育現場である学校と連携した積極的な啓発活動が必要です。



赤ちゃん抱っこ体験



命の教室



中学校での啓発パネル展示

## 1 - (3) 男性もいきいきと暮らすための男女共同参画

### 【現状と課題】

「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、近年変わりつつあるとはいえ、設楽町における慣習・慣例や労働環境の現状と相まって、男性には重い負担がのしかかっています。

職場、家庭、地域などあらゆる場面において、男女が共に責任を分担しながら支え合うことができるようになれば、男性も固定的な性別役割分担意識によるプレッシャーから解放され、男性にとってもものびのびと暮らせる社会が期待できるだけに、生活のあらゆる場面における男女共同参画意識の形成が必要です。

### 【重点課題】

#### ①男性を対象とする意識啓発

性別による固定的な役割分担意識の変革には、まず男性が持つ男女共同参画に対するマイナスイメージを払拭するための多様な視点に立った啓発が必要です。

#### ②家事・育児・介護への男性の積極的な参加

妊娠・出産・育児、家事、介護において、固定的な男性像にとらわれない意識や知識を学ぶ機会、仕事と両立する上での有効な制度などの情報を提供するなど、男性と女性が一緒になって取り組むための支援が必要です。



男の料理教室

#### 「家事ハラメントって何だろう？」

「家事を行う夫のやる気を失わせる妻からの言葉（家事に対する何気ないダメ出し）」が“家事ハラ”として広く認知されているようですが、実際の意味は、「家事労働を担う人々を蔑視・無視・排除していく社会システムによる嫌がらせ」です。家事は、共働き世帯の急増といった日本の社会構造の変化などに伴う重要なキーワードです。お互いが感謝の気持ちを持って、尊重し合いながら家事をしましょう。

#### ③男女が共同して取り組む活動の活性化

性別による固定的な役割分担にこだわらず、男性と女性がそれぞれの立場を理解し、一緒になって地域を支えていく活動への支援が必要です。



ブックスタート事業

## 2. あらゆる分野への女性の活用

### 2 - (1) 政策・方針決定過程への女性の参画

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を形成する上で政策（施策）や方針の決定過程における女性の参画は欠かせません。しかしながら、設楽町における女性の行政への参画はまだまだ低い状況にあります。

	審議会等	議会議員
設楽町	16.6%	8.3%
県内町村部	21.7%	10.3%
県内	25.8%	12.9%
K県T町	33.7%	10.0%

\*出典：平成26年度 あいちの男女共同参画  
平成26年度 内閣府男女共同参画年次調査

一方で、政策・方針等の決定過程に参画するには、男女を問わず、相応の知識と経験が必要です。しかしながら、女性の社会進出が進まない現状においては、女性の経験値が不足している点是否めません。また、女性の意識向上や能力開発を伴わない、体裁を整えるための安易な参画や登用は、かえって人材の損失にもつながりかねません。

男性と女性の能力を互いに生かし、まちの未来を支えていくには、男性・女性双方の意識改革はもちろんのこと、併せて女性が持つ能力を活用し、女性の考え方や意見が政策（施策）や方針決定の場に生かされる環境づくりが重要です。

#### 【重点課題】

##### ①審議会・委員会などにおける女性の活用

審議会や委員会などでの女性の活用を進めるため、男性と女性双方に対する意識の啓発が必要です。

##### ②管理職などへの女性の活用

女性の管理職としての意識向上や能力発揮へとつなげる環境づくりが必要です。

##### ③女性の人材育成、能力開発

職場や地域社会において、女性の経験値を高めるため、意欲ある女性の能力を生かす取組が必要です。



選挙管理委員会

## 2 - (2) 地域活動における女性の活動分野の拡大及び支援

### 【現状と課題】

設楽町でも地域の活動や職場で女性が役職に就く場面は増えてきていますが、依然として会長などの組織の長は男性が務める傾向にあります。

#### 【行政区長の女性割合】

設楽町	0%	T 町	2.4%
愛知県	4.3%	K 県	11.6%

\*出典：平成26年度 あいちの男女共同参画

平成26年度 内閣府男女共同参画年次調査

設楽町の人口の将来予想を踏まえても、地域活動における方針決定過程の場に女性が加わることは欠かせず、男女共同参画の気運を地域から高めていくことが重要です。

### 【重点課題】

#### ①地域活動の役職などにおける女性の積極的な活用

地域活動は最も身近な社会参加の場であり、多くの女性が積極的に携わっていますが、現状、中心的な役割は男性が担っています。これは地域の慣習や慣例が絡み、地域コミュニティを存続していく上でやむを得ない事情もありますが、社会の多様化を考えると、地域の未来を見据えて、組織の責任ある地位への女性の活用が必要です。

#### ②地域づくり、地域おこしにおける女性の活動への支援

観光やまちづくり分野では、地域で活動する個人や団体において女性が積極的にかかわっていく事例は設楽町でも数多く見られます。また、全国的にも地域おこしにおける女性の活躍事例は枚挙にいとまがないだけに、地域の活性化へ向けた取組に女性の視点や能力を十分に生かすことが必要です。



地域おこし協力隊の活動

#### ③防災活動における女性の参画の促進

防災対策は、行政による取組だけでは限界があり、自主防災組織や消防団、ボランティアなど地域を挙げて取り組んでいかなければなりません。設楽町でも、防災訓練や広報等を通じて町民の防災意識を高め、自主防災組織の設置、消防団やボランティアなどの防災活動への積極的な参加を進めています。被災時の男女のニーズの違いなど、今後は男女双方の視点からの配慮が必要となります。



自主防災活動

### 3. 多様な働き方を可能にする環境づくり

#### 3 - (1) 男女平等な職場環境づくりの普及・啓発

##### 【現状と課題】

少子高齢化や産業の衰退が長年の課題となっている設楽町では女性の職場は限られており、非正規雇用者割合も国や愛知県よりは低いものの、依然高い数値にあります。また、根強い性別役割分担意識も影響し、男性の育児休暇の取得の事例はほとんど見られず（例、設楽町役場での男性の育児休暇取得者は0名）、女性が職場や地域で活躍するには依然高いハードルが存在します。

##### 【非正規雇用者の割合】

国	男性	21.8%	愛知県	男性	16.5%	設楽町	男性	18.5%
	女性	56.7%		女性	58.5%		女性	54.9%

##### 【育児休暇取得率（男性）】

全国	2.0%	愛知県	1.6%	H 県	7.2%	※ 設楽町の数値不明
----	------	-----	------	-----	------	------------

出典：平成22年国勢調査、労働条件・労働福祉実態調査 他

マンパワーが不足する中、地域を持続させるためには、女性の活力を地域に生かす環境づくりが重要です。

##### « 非正規雇用って何だろう? »

期間を定めた短期契約で雇われている方のことです。非正規雇用者にはパートタイマー、アルバイト、契約社員が含まれます。

##### 【重点課題】

##### ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われることなく、男女が共に持てる能力を發揮しながら働き続けられることが必要です。



\*写真は育児のイメージです。

## ②育児・介護休暇が取得しやすい職場環境づくり

継続して就業を望む女性や男性が出産・育児、介護を理由に離職せずに安心して働き続け、仕事と家事、育児、介護を両立できることが必要です。

### 「育児休暇でパパの好感度がアップ!!」

「〇〇会社に勤めているA君、1週間だけ育児休暇取ったんだって。」

「へえ～素敵じゃん。若いパパって、やるよねえ。」

「うちのパパも取ってくれないかなあ。ポイントあがるんだけどなあ。」

＊設楽町内の実話です。



「イクメン応援キャラバン隊 2015 “お父さん”を楽しもう」

### 3 - (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 【現状と課題】

多様で柔軟な働き方が選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、女性や若い世代が就業を継続し、仕事の能力を高めていく上で欠かせません。そのためには、男性と女性が共に仕事と育児や介護などの家庭生活を両立できるようにし、安心して充実した生涯を過ごせる環境づくりが重要です。

#### 【重点課題】

##### ①保育サービスの充実

共働きや就業はしない家族でも、各個人が持つ能力を地域社会に役立てるためには、若い世代の多様なライフスタイルに応じた延長保育や病児保育など、サービスの充実が必要です。



保育サービス

##### ②子育て支援と相談体制の充実

- ・若い世代が安心して子育てに取り組めるよう、地域や職場などが連携した、あらゆる分野における子育て支援が必要です。
- ・夫婦の共働き、一人親家庭の増加といった家庭環境の多様化、さらには児童虐待防止などの社会問題に対応できるよう、子育てに関する相談体制づくりが必要です。



子どもセンターでの活動

##### ③子育てや介護に対する理解の普及・啓発

ライフステージに伴って変化する男女の生き方、働き方に対する理解を深める啓発が必要です。

#### 「ライフステージって何だろう？」

人生の中での年代ごとの区切りです。女性の場合、体の機能に伴い、妊娠・出産期、更年期、高齢期に分けることができます。近年では、男性の更年期障害の研究も進んでいます。

### 3 - (3) 女性のチャレンジ支援

#### 【現状と課題】

女性が働き続けるための問題として、出産・育児、介護等により退職した女性の再就職の難しさがあります。また、退職はしなくても産休後の職場復帰で仕事に対するブランク（空白期間）が生じ、自らのキャリアアップ（経歴を高めること）においてハンディキャップ（立場を不利にする条件）を有することになります。さらには、一人親家庭の増加など、生活と子育ての両立に関する環境は年々多様化してきています。これらが原因で、意欲があっても、再チャレンジへの初めの一歩が踏み出せなかったり、再就職、あるいは現場に復帰しても希望する仕事に就くことが難しい場合が多く見られます。

設楽町が未来へ持続していくためには、女性が貴重な戦力であるため、多様な働き方を選択できる環境と性別にかかわらず能力を発揮する機会の確保が重要です。

#### 【重点課題】

##### ①女性の再就職、職場復帰に対する支援

職場復帰する女性の就業意欲を持続させるためには、地域や職場などに対し、女性の就業が地域に果たす役割への理解を深めることが必要です。



##### ②女性の職業能力育成に対する支援

女性が働き続けられる環境づくりのためには、能力と個性を発揮できる職場はもちろん、女性自身の意識改革と能力開発が必要です。



##### ③起業、NPO・ボランティア等の発足や活動の支援

立地する企業が少ないわたしたちのまちにおいて、女性の社会進出を進めるには、起業や今まで男性の職業とされてきたジャンルへの女性の就業といった、小さくとも新たな地域経済活動が必要です。





### 3 - (4) 農林業・商工業分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

設楽町でも、農林業や商工業など自営業に従事する女性は、産業の重要な担い手として、また経営や地域活性化の担い手として大きな役割を果たしてきました。家族での経営が多いことから必然的に企業よりも男性と女性が対等なパートナーとして仕事を営んでいます。しかし、家族経営である分、家庭において男女共同参画の意識が育まれていないと、女性が仕事の他に家事や育児、介護の負担を強いられる他、就労条件や待遇などが不明確になることがあります。そのため、仕事と生活の調和の取れた役割分担を明確にした家族のルールづくりが重要です。

最近では、町内企業でも建設業を中心にファミリー・フレンドリー企業(従業員の仕事と家庭生活の両立を支援するために様々な施策を行っている企業)の登録が増えるなど、時代と共に少しずつではありますが、意識の変化が見られます。また、地域の産業を持続していくため、農林産物などの資源を生かして新たな商品を開発したり、農林業者が加工販売までを展開する6次産業化の動きが進む可能性もあり、農林業・商工業分野における女性の労働条件の改善や女性自身が事業の方針決定に積極的に参画する姿勢が、今後より一層重要となります。



#### 【重点課題】

##### ①男性と女性に対等な立場で取り組む経営

男性と女性に対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、さらなる意識啓発が必要です。

##### ②女性の労働条件の向上

農林・商工など自営業で働く女性が仕事と家事、育児、介護の多方面で負担を強いられることのない環境づくりが必要です。

##### ③家族経営協定の促進

農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことのないよう、家族経営協定による労働条件の充実が必要です。



\*写真は家族経営のイメージです。

## 4. 安心して暮らせるまちづくり

### 4 - (1) 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

#### 【現状と課題】

未来へ向けて地域を持続していくためには、高齢者や障がいのある人、子どもなど、様々な人たちがいきいきと安心して暮らせることが基本です。

平成27年5月1日現在、設楽町の人口のうち高齢者の割合は46.1%です(出典：住民基本台帳)。今後、介護を必要とする人が増加し、人口が減少するため、男女が共に協力して介護を担い、町全体で支える医療介護サービス体制を作らなければなりません。そのためには、高齢者が支えられる側ではなく、他の世代と共に地域社会を支える重要な一員として積極的な社会参加をすることは、介護予防の点からも重要です。

また、障がいのある人や一人親家庭など様々な困難を抱える人々が、地域で自立した生活を送るためには医療や福祉サービスの他、相談体制や就業のための技能習得の場の充実が重要です。

#### 【重点課題】

##### ① 高齢者の生活安定と自立支援

・豊富な経験を持つ高齢者が地域の発展に活躍できるよう、生きがいの場の創出や住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが必要です。

・深刻化する高齢者の貧困問題への対策が必要です。

##### ② 障がいのある人の生活安定と自立支援

障がいのある人が社会的に孤立することなく、自身の能力を發揮し、地域社会の一員として意欲を持って自立した生活を送る環境づくりが必要です。

##### ③ 一人親家庭などの生活安定と自立支援

実態を把握し、地域や家庭で安心して生活ができるように相談体制の充実などの環境づくりが必要です。



地域における学習活動



みらい工房での活動

## 4 - (2) 弱い立場の人に対する暴力の根絶

### 【現状と課題】

男女間における暴力は、重大な人権侵害であり、犯罪となる行為も含まれます。加害者と被害者がどのような間柄であっても、決して許されるものではありません。

ドメスティックバイオレンス(DV)、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、弱い立場の人に対する暴力を未然に防止するための取組を進めていかなければなりません。特に、近年は「デートDV」と呼ばれる交際相手からの暴力や、インターネットを利用した性犯罪が多発するなど、被害者の低年齢化が問題となっていることから、若い世代へ向けた啓発が重要となっています。

#### 「ドメスティックバイオレンス(DV)って何だろう?」

近親者(家庭内、夫婦・恋人間)に暴力的な扱いを行う行為、暴力によって支配する行為全般を指します。単純に暴力行為だけを指すものではなく、経済的・精神的抑圧(例、働きに出ることを許さない、仕事をやめさせる、無視、ダメ出し etc)などを含め、様々な種類があります。

#### 「セクシャル・ハラスメントって何だろう?」

職場・学校など(法的な取り決めがあるのは職場のみ)で相手の意思に反して、不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為を指します。

#### 「パワー・ハラスメントって何だろう?」

役職などで上の者が下の者に対して、その地位と職権を利用して嫌がらせをすることを指します。

### 『重点課題』

#### ①DVの防止

DVを社会全体の問題として深く受け止め、女性、子ども、高齢者に対するあらゆる暴力を根絶していくためにその実態を把握し、防止することが必要です。

#### ②セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止

人権侵害であるという認識に立ち、職場だけでなく、学校、地域においても人権尊重の意識づくりが必要です。

#### ③被害者に対する相談体制の充実

相談担当者としての資質が高く、被害者に二次的被害を与えない、安心して相談できる窓口が必要です。



\*写真は相談窓口のイメージです。

## 4 - (3) 生涯を通じた心身の健康づくり

### 【現状と課題】

すべての人が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、わたしたちのまちを持続していく上で最も基本的な条件です。そのためには男女が互いの性と健康管理に関する正しい知識を持ち、お互いを尊重しながら、健康管理とライフステージに応じた健康づくりに取り組むことが大切です。

とりわけ、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など変化の多い女性の健康づくりは、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する正しい知識を持って、生涯にわたって取り組む必要があります。

一方、男性は女性よりも、喫煙・飲酒の割合や中高年を中心に肥満者の割合が高いこと、また、30～50代を中心に長時間労働者が多いことから、生活習慣病の予防などが必要です。

### 【重点課題】

#### ①リプロヘルスの普及と啓発

男女が共に性と生殖に関する正しい認識に基づき、妊娠または出産などにおいて双方がよりよい協力関係を保ちながら、女性が自らの意思で選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりが必要です。

#### 「リプロヘルスって何だろう？」

「性と生殖に関する健康／権利」と訳されます。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、例えば、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、国際社会において、性と生殖に関する女性の重要な人権のひとつと認識されています。

#### ②母性保護の向上と母子保健の充実

出産や子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健医療の役割はますます重要となってきます。このため、母性保護に関する正しい知識に基づく、母子保健の充実が必要です。

#### ③健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて心身ともに健康であるためには、自らの健康状態を把握し、正しい知識をもって健康を管理していくことが必要です。



いきいきしたら健康フェスタ

## 第4章 計画の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会づくりのための課題や施策は多岐にわたり、町行政のあらゆる分野に及んでいることから、効率的かつ計画的に推進していくためには、町民一人一人の意識を高めることはもとより、行政と住民が協働で取り組むことが重要です。

### 【重点課題】

#### ①推進体制の充実

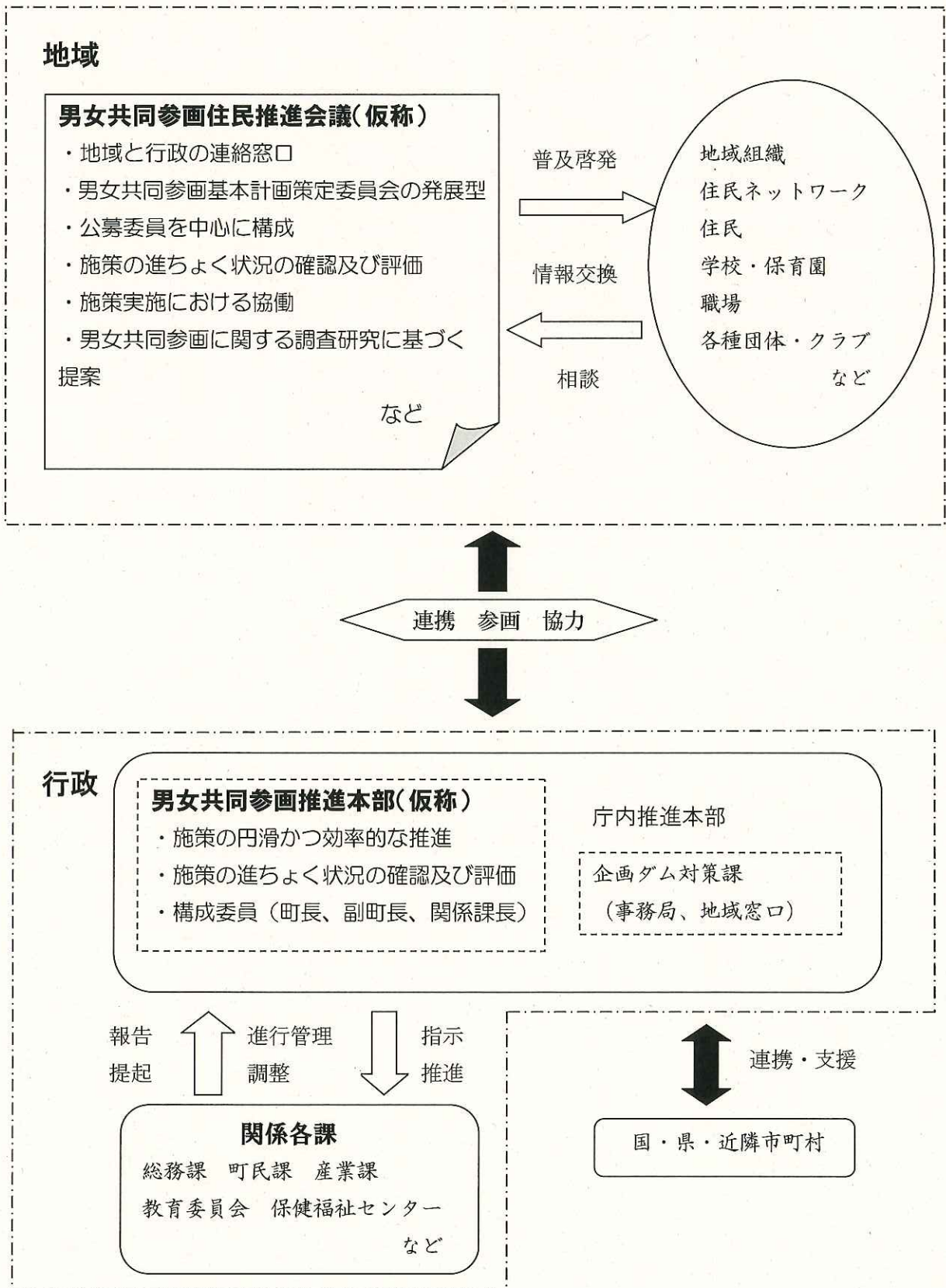
- ・町長、副町長、関係課長で構成された「男女共同参画推進本部（仮称）」を設置し、施策を円滑かつ効率的に推進する態勢が必要です。
- ・行政と住民が協働で本計画を推進するため、公募委員などで構成する「男女共同参画住民推進会議（仮称）」を設置し、計画状況への意見交換などを行い、施策へ反映していくことが必要です。

#### ②住民参画の推進と人材育成

男女共同参画の基本は協働にあります。また、今日における地方創生の取組も、官民をはじめとした地域を構成するあらゆる分野の方々との協働によって成し得るもので、設楽町でも“地域”である「男女共同参画住民推進会議（仮称）」と“行政”である「男女共同参画推進本部（仮称）」が連携し、地域全体（住民・学校・職場など）へ情報提供などを行い、男女共同参画意識の普及・啓発を推進するとともに、地域の男女共同参画の推進役となる人材を育成していくことが必要です。



## 設楽町男女共同参画基本計画 推進体系図（イメージ）



# 目標へ向かっての取組

## 基本目標 1 未来ある地域へ向けずべての人を対象とした意識改革

方針	内容	担当課・関係団体等
<p>設楽町における男女共同参画の意義と役割を総合計画などまちなぎのビジョンにおいて明確に示すことにより、地域の持続へ向け男性と女性が共同して取り組む社会の実現をめざします。</p>	<p>総合戦略や第二次設楽町総合計画の策定における女性の活用                      ・「男女共同参画住民推進会議（仮称）」の発足                      ・第二次男女共同参画基本計画の策定へ向けた意識調査及び実態調査の実施</p>	<p>【担当課】                      企画ダム対策課                      総務課                      町民課                      教育委員会                      保健福祉センター                      【関係団体など】                      小中学校                      高等学校</p>
<p>男女共同参画を正しく理解してもらうため、地域の未来を支える子どもたちをはじめとして、あらゆる層を対象とした啓発に取り組めます。</p>	<p>啓発用リーフレットの作成と配布                      ・広報紙やホームページへの男女共同参画に関する情報の掲載                      ・講演会や講座（教室）の開催                      ・啓発パネルの展示                      ・町民図書館における男女共同参画に関連した図書の充実                      ・広報紙などの媒体における表現の配慮                      ・学校と連携した性教育指導の充実                      ・中学生海外派遣事業や英語指導助手の招へいなど多文化共生の推進                      ・家庭教育推進事業の充実                      ・地域、学校と連携して“キャリア教育（※）”の推進                      ※自己の個性を理解して主体的に進路を選択する能力を育てる教育</p>	

## 基本目標 2 あらゆる分野への女性の活用

方針	内容	担当課・関係団体等
<p>地域活動や団体・組織の役員ならびに管理職、審議会や委員会への女性の積極的な活用を通じて、世代や性別を超えた地域づくりをめざします。</p>	<p>地域づくり支援事業、自主防災活動の充実                      ・事業や政策の意思決定の場における女性の積極的活用                      ・公募委員枠の拡大や応募要件の緩和</p>	<p>【担当課】                      全課                      【関係団体など】                      区長連絡協議会                      自主防災組織</p>
<p>地域づくりや地域おこしに携わる女性を育成します。</p>	<p>女性や若者が主体となった活動に対する支援の充実                      ・能力開発に関する研修や講座への参加支援                      ・地域おこし協力隊事業の積極的展開                      ・定住及び移住に対する支援の充実</p>	

# 目標へ向かっての取組

## 基本目標 3 多様な働き方を可能にする環境づくり

方針	内容	担当課・関係団体等
子育てや介護に対する支援体制を充実させることにより、女性が社会進出しやすい環境づくりに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業や介護休業の取得促進の啓発</li> <li>・一時保育や未滿児保育などの保育サービスの充実</li> <li>・子どもセンターの相談機能強化</li> <li>・保護者の負担軽減を目的とした各種助成金、補助金、奨励金の交付</li> <li>・妊産婦への支援</li> </ul>	【担当課】 企画ダム対策課 総務課 町民課 産業課 教育委員会 保健福祉センター 保育園 【関係団体など】 商工会 農業協同組合 高等学校
再就職や職場復帰はもろろん、起業やNPO、ボランティアなどの創業に対して積極的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業へ繋がる意識啓発、職業訓練や再教育に対する支援</li> <li>・女性や若者の起業創業を促す仕掛けと支える仕組みづくり</li> </ul>	
性別や年齢による固定的な役割分担にとらわれない職場環境づくりに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を控えた高校生に対して労働に関する法律や育児休暇及び介護休暇について学ぶ機会の提供</li> <li>・男性の育児休業や介護休業の積極的な取得へ向けた働き掛け</li> <li>・農工商工関連団体が行う労働条件改善運動の支援</li> <li>・農業従事者家庭における家族経営協定の促進</li> <li>・農林業事業に対する補助金や助成金の充実</li> </ul>	

## 基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり

方針	内容	担当課・関係団体等
弱い立場の方々（高齢者、障がいのある人、一人親家庭、在住外国人など）の生活安定と自立支援に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出支援サービス、配食サービスの充実</li> <li>・介護用品の給付</li> <li>・福祉医療費の助成</li> <li>・地域活動支援センター「みらい工房」の活動をはじめとした障がい者雇用の促進</li> <li>・民生委員と連携した相談体制の充実</li> </ul>	【担当課】 企画ダム対策課 町民課 教育委員会 保健福祉センター 【関係団体など】 民生委員協議会 社会福祉協議会 小中学校 高等学校
セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、DVと性被害に関する人権侵害に対する認識を深め、人権尊重の意識の啓発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や学校などと協力した、デートDVの予防、インターネットによる有害な情報からの保護</li> <li>・地域性や住民性を踏まえた、人権問題に関する相談体制づくり</li> <li>・リプロヘルスをはじめとした男女にまつわる基本的な人権意識の啓発</li> </ul>	
幼児から高齢者まで健やかな人生を育むための地域づくりに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいききたしたら健康21計画」の推進</li> <li>・保健事業ならびに母子保健事業の充実</li> <li>・高齢者の活動に対する支援の充実</li> <li>・生涯学習事業の充実</li> <li>・認知症予防や介護予防を目的とした地域活動への支援</li> <li>・健康診査の受診促進</li> </ul>	



## 協働してめざす数値目標

### 1. 未来ある地域へ向けてすべてのひとを対象とした意識改革

項目	目標		現状		計画策定時目標		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
男女共同参画に関する条例の制定	30	1	—	—	21	1	企画ダム対策課	
男女共同参画住民推進会議(仮称)の発足 ※新規項目	30	1	—	—	—	—	企画ダム対策課	
効果的な講演会・学習会等啓発事業の開催	毎年	2回	26	2回	毎年	1回	企画ダム対策課	H26実績:サテライトセミナー、啓発パネル展示
男女共同参画に関する職員研修の実施	毎年	1回	26	0回	毎年	1回	総務課	男女共同参画主管課の研修参加は除

### 2. あらゆる分野への女性の活用

項目	目標		現状		計画策定時目標		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
審議会等における女性の人数	28	25%	27	17%	23	22%	総務課	目標数値は第一次総合計画後期計画における目標
町女性管理職(課長補佐以上)の人数	30	20%	27	12%	24	6%	総務課	女性職員比率35%
地区区長、組長の女性人数	30	15%	27	4%	24	15%	総務課	区長32区中0人、組長183組中8人
自主防災活動における女性役員の数 ※新規項目	30	50%	27	29%	—	—	総務課	

### 3. 多様な働き方を可能にする環境づくり

項目	目標		現状		計画策定時目標		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
男女平等の職場環境づくりの普及・啓発のための企業訪問	毎年	1回	26	0回	毎年	1回	企画ダム対策課	町内の主たる事業所
町職員の育児・介護休暇の取得者数	30	5人	26	5人	24	5人	総務課	現状は全て女性職員／男性職員の取得実現が目標
起業、NPO、ボランティア等の発足支援のための情報提供	毎年	1回	毎年	1回	毎年	1回	企画ダム対策課	相談窓口のHP掲載
家族経営協定の締結数	30	24件	26	24件	24	12件	産業課	高齢化等の課題を考慮し現状維持

### 4. 安心して暮らせるまちづくり

項目	目標		現状		計画策定時目標		関係課	備考
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
男女で学ぶ健康教室の開催 ※数値基準見直し	30	15団体	27	13団体	24	1回	町民課 保健福祉センター	ロコモ予防体操等介護予防に取り組む団体数
相談窓口の設置 ※新規項目	30	1	—	—	—	—	町民課 保健福祉センター	
健康診査の受診者数 ※新規項目	30	60%	27	49%	—	—	町民課 保健福祉センター	

※現状数値は直近の確定データを採用

## 設楽町男女共同参画基本計画策定委員会 委員名簿

	所属団体等	氏名	備考
1	住民代表	駒田 富枝	
2	住民代表	村松 英美	
3	住民代表	夏目 晃忠	
4	住民代表 (子育てサークルピノキオ)	佐々木あす香	
5	住民代表 (HAPPY) (子育てサークルひまわり)	後藤 理恵 (後藤加奈子)	
6	ネットしたら	原田 知子	
7	愛知東農業協同組合北設女性部	原田 陽子	
8	設楽町商工会 女性部	高橋 はるみ	
9	設楽町PTA連絡協議会	山崎 章生	
10	設楽町区長連絡協議会	金田 勝己	
11	したらにじの会 (愛知県男女共同参画社会支援セミナー修了生)	金田 文子	